

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2969号から第2971号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の3件の答申を行い、横浜市長が行った個人情報非訂正決定及び非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「福祉保健システム上に記録されている本人に係る個人情報のうち、総合台帳の特定年月日 a 登録更新のメモ情報」の個人情報非訂正決定に対する審査請求についての答申
【答申第2969号】
- (2) 「福祉保健システム上に記録されている本人に係る個人情報のうち、特別障害者手当台帳における却下日」の個人情報非訂正決定に対する審査請求についての答申
【答申第2970号】
- (3) 「新型コロナ肺炎発生以降 1、赤羽国土交通相が4月13日の衆院決算行政監視委員会において言及した、国土交通省が横浜市を含む各自治体に対して行ったIR推進スケジュールに関する「確認」（メール、電話等、あらゆる通信手段による。）について、その「確認」があったことを記した横浜市側の記録と、その「確認」の内容の記録。 2、「1」の「確認」に対して横浜市が「（コロナ禍がIR推進の）支障にはなっていない」（国交大臣の発言による）と回答（メール、電話等、あらゆる通信手段による）したその回答内容の詳細と、その回答に至る経緯を記録した文書等（いずれもメモ等も含む。）」の非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2971号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示等請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2969	令和2年1月27日	令和2年2月26日	令和2年5月25日	令和2年7月2日	個人	市長
2970	令和2年1月27日	令和2年2月26日	令和2年5月25日	令和2年7月2日	個人	市長
2971	令和2年4月28日	令和2年6月25日	令和2年7月1日	令和2年7月29日	個人	市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2969	「福祉保健システム上に記録されている本人に係る個人情報のうち、総合台帳の特定年月日 a 登録更新のメモ情報」(以下「本件保有個人情報」という。)	<p>非訂正</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。)第37条第2項</p> <p>(本件保有個人情報は、請求者と区の担当者との当時のやり取りの結果を記録したものであり、双方の言動がどうであったのかを示す客観的な証拠がないことから、本件保有個人情報が事実ではないと判断することができないため)</p>	原処分 妥当
2970	「福祉保健システム上に記録されている本人に係る個人情報のうち、特別障害者手当台帳における却下日」(以下「本件保有個人情報」という。)	<p>非訂正</p> <p>個人情報保護条例第37条第2項</p> <p>(特別障害者手当の却下処分の履歴は文書管理システムで記録している。本件訂正請求に係る特別障害者手当の却下情報についても、文書管理システムに処分履歴が記録されていることから、本件保有個人情報を訂正することは、福祉保健システムの特別障害者手当台帳の利用目的の達成に必要なではないため)</p>	原処分 妥当
2971	「新型コロナ肺炎発生以降 1、赤羽国土交通相が4月13日の衆院決算行政監視委員会において言及した、国土交通省が横浜市を含む各自治体に対して行ったIR推進スケジュールに関する「確認」(メール、電話等、あらゆる通信手段による。)について、その「確認」があったことを記した横浜市側の記録と、その「確認」の内容の記録。 2、「1」の「確認」に対して横浜市が「(コロナ禍がIR推進の)支障にはなっていない」(国交大臣の発言による)と回答(メール、電話等、あらゆる通信手段による)したその回答内容の詳細と、その回答に至る経緯を記録した文書等(いずれもメモ等も含む。)。」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p>非開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第10条第2項</p> <p>(当該開示請求に係るやりとりは、口頭によるものであり、その内容を示した行政文書は作成しておらず、保有していないため)</p>	原処分 妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2969	<p>《福祉保健システムに係る事務について》</p> <p>福祉保健システムは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に関連した高齢・障害・児童福祉サービス（以下「高齢・障害・児童福祉サービス」という。）の決定、手当の支給、決定通知書等の発行等の事務処理を行うために使用しているシステムである。区福祉保健センター（福祉保健課、高齢・障害支援課及びこども家庭支援課）、児童相談所のほか局の業務所管課で使用している。</p> <p>福祉保健システムの総合台帳とは、高齢・障害・児童福祉サービスの対象となる個人の基本情報をまとめたものである。総合台帳のメモ情報欄は、高齢・障害・児童福祉サービスの対象となる個人に係る高齢・障害・児童福祉サービスの決定等の事務処理に関して職員間で共有する必要がある情報を記録して、担当者が替わっても円滑に事務処理を行うことを可能とするために使用している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、特定年月日bに審査請求人代理人らが特定区役所に審査請求人に係る特別障害者手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の2に規定する特別障害者手当をいう。以下同じ。）の認定請求をするために来庁したこと、福祉保健システムで特別障害者手当の認定請求書及び所得状況届（以下「認定請求書等」という。）を出力し、記入及び提出を依頼したが、記入及び提出せず、請求しなかったこと並びに特別障害者手当の認定請求取下届（以下「取下書」という。）を出力し、記入及び提出を依頼したが、拒否されたことを福祉保健システムの総合台帳のメモ情報欄に記録したものである。</p> <p>《本件訂正請求について》</p> <p>審査請求人は、特定年月日bに特別障害者手当の認定請求をしなかったこと及び取下書を提出しなかったことがあたかも審査請求人代理人らの意思又は責任であるように記載されているため、本件保有個人情報は、事実と反している上、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有しているとして、本件保有個人情報の削除を求めている。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 個人情報保護条例第34条に規定する訂正請求は、当該保有個人情報に「事実」の誤りがあると認められる場合に行われるものである。「事実」の誤りとは、当該個人情報を保有すべき事務の目的、内容等及び当該個人情報の性質、内容等からみて、公的記録又はそれに準ずる資料によって何人でもその過誤が客観的に判断できる事項について、前記事実との間に不一致がある場合をいうものであり、「評価・判断」に関する事項には及ばないものと解すべきである。</p> <p>イ 審査請求人は、本件保有個人情報には、事実の誤りがあると主張しているため、当審査会では、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) A係長が、特定年月日bに、福祉保健システム上の特別障害者手当台帳（以下「特別障害者手当台帳」という。）の申請日欄及び取下日欄に「特定年月日b」と入力したのは、審査請求人に係る特別障害者手当の認定申請をするために来庁した審査請求人代理人らに対して、審査請求人に係る認定請求書等及び取下書を出力するためであった。</p> <p>(イ) 区役所の担当職員が、窓口へ提出された認定請求書その他の提出書類の確認等を完了し、特別障害者手当台帳の申請状態欄に「完了」の入力処理をすることにより、特別障害者手当台帳の申請状態欄に「完了」と表示される。</p> <p>認定請求書等の出力後、区役所の担当職員が申請状態欄の入力を完了するまでの間</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2969</p>	<p>は、特別障害者手当台帳の申請状態欄に「保留」と表示される。</p> <p>ウ 当審査会において、審査請求人に係る特別障害者手当台帳を確認したところ、A係長により申請日欄及び取下日欄に「特定年月日 b」と入力されていた。</p> <p>そのため、本件保有個人情報のうち、特定年月日 b に A 係長が審査請求人に係る認定請求書等及び取下書を出力した事実には誤りはない。</p> <p>エ また、審査請求人に係る特別障害者手当台帳において、申請日欄及び取下日欄に「特定年月日 b」を入力する処理がされてから特定年月日 c に出力した認定請求書について申請状態欄に「完了」の入力処理がされるまでの間の申請状態欄には「保留」と表示されているため、A 係長が特別障害者手当台帳の申請日欄に「特定年月日 b」と入力し、同日に出力した審査請求人に係る認定請求書等が提出されたことを客観的に確認することはできない。</p> <p>そのため、特定年月日 b 付で出力した審査請求人に係る認定請求書等が提出されていない事実には誤りがあるとはいえない。</p> <p>オ それ以外の本件保有個人情報の記載事項について確認するため、当審査会において、本件訂正請求に係る訂正請求書及び審査請求書並びにこれらの添付書類を確認したが、特定年月日 b の審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求に係るやりとりを客観的に証明できるものとは認められなかった。また、訂正請求のとおり本件保有個人情報が事実でないことを確認できる資料を保有していないとの実施機関の説明にも不合理な点は認められない。</p> <p>カ なお、審査請求人は、本件訂正請求時に提出した特別障害者手当台帳の「特別障害者手当 台帳履歴一覧」（以下「台帳履歴一覧」という。）を示して、実施機関が特定年月日 b のログを証拠として採用しないことは妥当性を欠く旨主張しているため、当審査会において、本件訂正請求に係る訂正請求書添付の台帳履歴一覧を確認したが、特定年月日 b の審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求に係るやりとりを客観的に示すものではなかった。</p> <p>キ 審査請求人は、本件保有個人情報には審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求をしなかったこと及び取下書を提出しなかったことがあたかも審査請求人代理人らの意思又は責任であるように記載されている旨主張するが、当該主張は、特定年月日 b に審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求をしなかったことに対する審査請求人と実施機関の認識や評価の違いに基づくものであるから、当該主張に基づき本件保有個人情報の訂正を求める部分は、訂正請求の対象となる「事実」の誤りには該当しない。</p> <p>ク 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>ケ したがって、本件訂正請求には理由があるものと認めることはできない。</p>
<p>2970</p>	<p>《特別障害者手当に係る事務について》</p> <p>実施機関は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号以下「法」という。）に基づき、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的として、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（法第26条の2に規定する特別障害者手当をいう。以下同じ。）を支給している。</p> <p>横浜市では、特別障害者手当の認定等の手続に係る事務処理や受給状況の共有のため、福祉保健システム上の特別障害者手当台帳（以下「特別障害者手当台帳」という。）を使用している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人に係る特別障害者手当台帳に記録されている特別障害者手当の認定請求の却下日である。</p> <p>《本件訂正請求について》</p> <p>本件訂正請求は、実施機関が、特定年月日 a 付の審査請求人に係る特別障害者手当の認定</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2970</p>	<p>請求に対して、三度の却下処分を行っているにもかかわらず、特別障害者手当台帳の却下情報の却下日欄には「特定年月日b」としか入力されていないとして、審査請求人が、本件保有個人情報について、特別障害者手当認定請求却下通知書（以下「却下通知書」という。）の交付年月日と一致させ、及び第一却下処分（審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求に対する最初の却下処分をいう。以下同じ。）から第三却下処分（審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求に対する国への再審査請求に対する裁決を経て行った却下処分（以下「第三却下処分」という。以下同じ。）までの処分の数が一致するよう訂正を求めるものである。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 個人情報保護条例第36条に定める訂正請求制度は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。そのため、自己を本人とする保有個人情報の訂正請求があった場合において、利用目的に照らして訂正の必要がないときは、訂正する義務はないと解される。</p> <p>イ 実施機関は、本件保有個人情報の利用目的の達成に必要ではないと判断し、非訂正としたと説明しているため、当審査会では、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 特別障害者手当台帳は、特別障害者手当の申請日、却下日等、特別障害者手当の認定、支給等の手続に係る申請書、通知書等の様式を作成する等のために必要な事項を入力し、及び申請等の受付状況、認定日、支給開始年月等の特別障害者手当の受給状況を職員間で共有するために使用している。</p> <p>なお、特別障害者手当台帳は、申請書、通知書等の様式を作成する等のために必要な事項を入力すると、受給状況に関する情報のうち、日付や受付状況等の情報が自動的に反映される仕様になっている。</p> <p>特別障害者手当台帳の却下日欄に表示される日付は、却下通知書を作成するために職員が特別障害者手当台帳に却下情報を入力する処理を行った日付である。</p> <p>(イ) 特別障害者手当台帳は、1件の認定請求に関して複数の同一作業の履歴を記録することができない仕様になっている。その理由は、1件の認定請求に対し、処分理由の異なる処分が複数存在することはあり得ないため、複数の履歴を記録する必要がないからである。</p> <p>(ウ) 審査請求人に係る特別障害者手当台帳の却下日欄に第一却下処分の却下情報を入力した日が表示されているのは、特定年月日a付の審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求を却下する判断を第一却下処分から変更していないため、第二却下処分（審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求に対する神奈川県への審査請求に対する裁決を経て行った却下処分をいう。以下同じ。）及び第三却下処分について、審査請求人に係る特別障害者手当台帳の入力処理をする必要がなかったためである。</p> <p>(エ) 横浜市においても、「特別障害者手当等支給事務の手引」（厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課監修。以下「手引」という。）を参考に特別障害者手当に係る事務を行っている。手引では、標準的な様式として「関係書類受付処理簿」を備え付け、又は整備すること、特別障害者手当の受給資格について審査の結果、支給要件に非該当と認めるときには、受付処理簿の処理経過欄に却下の旨を記入するとともに却下通知書の交付年月日を記入すること等が記載されている。横浜市では、特別障害者手当台帳とは別に、手引に記載する「受付処理簿」を年度ごとに管理し、特別障害者手当の認定請求に対して受給資格を認めないと判断したときは、受付処理簿の処理経過欄に却下の旨及び却下通知書の交付年月日を記入している。</p> <p>ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 特別障害者手当台帳の利用目的は、実施機関の説明によれば、特別障害者手当の申請日、却下日等、特別障害者手当の認定、支給等の手続に係る申請書、通知書等の様式を作成する等のために必要な事項を入力し、及び申請等の受付状況、認定日、支給開始年月等の特別障害者手当の受給状況を職員間で共有するものである。特別障害者手当台帳の却下日欄に表示される日付は、却下通知書を作成するために職員が特別障害者手当台</p>

答申 番号	判断の要旨
2970	<p>帳に却下情報を入力する処理を行った日付であり、申請書、通知書等の様式を作成する等のために必要な事項を入力すると、受給状況に関する情報のうち、日付や受付状況等の情報が自動的に反映される仕様になっている。</p> <p>そのため、本件保有個人情報、特別障害者手当台帳において、審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求に対して却下通知書を作成するために却下情報を入力する処理を行った日付を管理し、及び当該日付が自動的に反映された情報を関係職員間で共有する目的で利用しているものと解される。</p> <p>(イ) 審査請求人は、本件保有個人情報について、却下通知書の交付年月日と一致させ、及び第一却下処分から第三却下処分までの処分の数が一致するよう訂正を求めているところ、審査請求人が提出した本件訂正請求に係る訂正請求書及び審査請求書並びにこれらの添付書類から第一却下処分の日、第二却下処分の日及び第三却下処分の日がそれぞれ特定年月日 c、特定年月日 d 及び特定年月日 e であったことは確認できるが、実施機関の説明によれば、横浜市では、却下通知書の交付年月日は、受付処理簿及び文書管理システムに記録し、及び管理し、特別障害者手当台帳では管理していない。そのため、本件保有個人情報を却下通知書の交付年月日と一致させるよう訂正することは本件保有個人情報の利用目的の達成に必要なものでない。</p> <p>また、実施機関は、第二却下処分及び第三却下処分をするに当たり、特別障害者手当台帳の入力処理をする必要がなかったと説明しているため、特別障害者手当台帳において、審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求に対して却下通知書を作成するために却下情報を入力する処理を行った日付を管理する目的で利用している本件保有個人情報について、当該入力処理を行わなかった第二却下処分及び第三却下処分に関する情報を追加する訂正をすることも、本件保有個人情報の利用目的の達成に必要なものでない。</p> <p>(ウ) 個人情報保護条例第36条に規定する訂正義務は利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものであり、本件保有個人情報は、利用目的に照らして訂正の必要がないため、訂正する義務はない。</p> <p>エ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>オ したがって、本件訂正請求には理由があるものと認めることはできない。</p>
2971	<p>《区域整備計画の認定申請に係る事務について》</p> <p>都道府県又は指定都市は、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第9条第1項の規定により国土交通大臣に区域整備計画の認定の申請をすることができるとされており、当該申請は、同条第10項の規定により国土交通大臣が定める「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」の公表後の政令で定める期間内にしなければならないこととなっている。実施機関では、区域整備計画に係る国への認定申請を行うための事務を行っていた。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件開示請求に係る開示請求書及び審査請求書の記載から、審査請求人は、コロナ禍がIR事業の準備の支障になっていない旨の大臣答弁（令和2年4月13日衆議院決算行政監視委員会における赤羽国土交通大臣の答弁をいう。以下同じ。）に関し、①国土交通省からの確認に係るやり取りの内容、②当該やり取りが行われたこと自体の記録、③国に対する回答が作られるに至る経緯を記録した文書等の行政文書一式の開示を求めているものと解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関の説明によれば、大臣答弁作成のための正式な照会という形での確認はないとのことであり、国土交通省と実施機関の間で日頃行われている電話での事務的なやり取りをもとに大臣答弁がなされたと考えられるとのことであった。</p> <p>そこで改めて大臣答弁について会議録（第201回国会 決算行政監視委員会 第2号（令和2年4月13日（月曜日））で確認すると、その内容は「現時点では、各自治体が粛々と準備を進めている状況であって、支障にはなっていないということを聞いている。」というものであった。この冒頭の「現時点では～」という表現からも、「～を聞いている。」と</p>

答申番号	判断の要旨
2971	<p>いう結びの文言からも、横浜市の確定的な方針を示しているとはうかがえず、実施機関の正式な回答がなければできない答弁ではないので、実施機関の説明は不自然とまではいえない。</p> <p>イ 審査請求人は、国土交通省に回答するに当たっての実施機関での情報共有の記録や国土交通省と実施機関の電話の記録を作成しているはずだと主張する。</p> <p>この点について実施機関に確認したところ、I R 事業に限らず、国や他の地方自治体との間で、電話による事務的なやり取りが行われることは一般的なことであり、そのような日常的で事務的な電話の内容を逐一記録に残す方がまれということであった。</p> <p>電話でのやり取りとはいえ、例えば、大臣答弁の根拠とすることを明示されての照会であれば、その記録を残すことも考えられよう。しかし、実施機関が説明するように、明示されての照会がなかったとのことであれば、記録を作成していなかったとしても不自然とまではいえない。</p> <p>ウ そのほか、審査請求人からは文書の存在を具体的に示す主張もない。</p> <p>エ 以上のことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明は、不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足る事情も認められない。</p> <p>オ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

5 個人情報保護条例及び情報公開条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例

（訂正請求権）

第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第43条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、前条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

(第2項及び第3項省略)

（保有個人情報の訂正義務）

第36条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する決定等）

第37条 (第1項省略)

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、当該訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

(開示請求に対する決定等)

第10条 (第1項省略)

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881